

# 舞鶴市国土強靱化地域計画

令和元年12月策定

令和3年3月改訂

舞 鶴 市

# 目 次

はじめに	2
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置付け	
3. 計画期間	
第1章 舞鶴市国土強靱化地域計画の基本的な考え方	4
1. 基本目標	
2. 舞鶴市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 地域特性等	6
1. 地勢・成り立ち	
2. 気象	
3. 人口	
第3章 脆弱性評価	8
1. 想定するリスク	
2. 過去の災害履歴	
3. 起きてはならない最悪の事態	
第4章 国土強靱化の推進方針	15
1. 国土強靱化に関する施策分野	
2. 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	40
1. 計画の進捗管理	
2. 施策の重点化	
(別紙)「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	42

## はじめに

### 1. 計画策定の趣旨

近年、気候変動等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害、風水害が増加しており、本市においても多くの被害が発生している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されているなか、未然のリスク回避はもとより、自然災害によって市民生活や経済活動が機能不全に陥ることのないよう、平時から防災・減災対策に取り組むことがこれまで以上に重要になっている。

同時に、本市には、海上自衛隊舞鶴地方隊をはじめ、日本海側唯一の海上自衛隊航空基地が所在するなど、日本海側の海上自衛隊の最重要拠点であるとともに、福井県から島根県に至る西部日本海を担任する第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部、次代を担う海上保安官を育成する海上保安学校など、海上安全の拠点が立地し、全国で唯一、海上自衛隊総監部と海上保安庁管区本部が所在する自治体であり、災害に強い京都舞鶴港における国防、海の安全の拠点の集積により、南海トラフ地震等、太平洋側での大規模災害発生時において重要な災害支援拠点としての役割が求められる地域である。

海上自衛隊地方隊の警備区域



海上保安本部管区本部等配置図



また、本市には、約 400 万世帯に電力を供給する舞鶴発電所（火力）が立地するとともに、隣接する高浜町には高浜発電所（原子力）が所在しており、関西経済圏を支える一大エネルギー拠点となっている。

今後、「国防」「海の安全」「エネルギー」の拠点、災害に強い「京都舞鶴港」を有するなど、高いリダンダンシー機能を備える本市の役割、機能は、強固な日本海側国土軸の形成、太平洋側のバックアップ機能の確保を図る上で、一層重要なものとなっている。

こうした中、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民の生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「強靱化基本法」という）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には同法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定された。また、京都府においても平成 28 年 11 月に「京都府国土強靱化地域計画」を策定し、安心・安全な京都府づくりが進められているところである。

舞鶴市においても、国の国土強靱化基本計画、京都府国土強靱化地域計画等を踏まえながら、国土強靱化を図る防災・減災対策はもとより、太平洋側の復旧・復興等を支える日本海側の重要拠点都市としての戦略的取組を体系化するため、「舞鶴市国土強靱化地域計画」を策定し、いかなる災害が発生しても、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならずに迅速に回復できる「強さとしなやかさ」を持ったまちづくりと、我が国の国土強靱化を支える日本海側の重要拠点としての役割、機能を果たす取組を推し進めていこうとするものである。

## 2. 計画の位置付け

舞鶴市国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画であり、国の基本計画、京都府地域計画との調和を図りつつ、市政運営の根幹である「第 7 次舞鶴市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「舞鶴市地域防災計画」等の本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けするものである。

## 3. 計画期間（2019.12-2025.3）

概ね 10 年後を見据えつつ、5 年間で推進期間とする。

## 第1章 舞鶴市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### 1. 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会のあり方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等の様々な危機に対し、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、第一に人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復できる「強さとしなやかさ」を持った地域・経済社会を平時から構築するため、また、強固な日本海側国土軸の形成、太平洋側のバックアップ機能の確保を図る上で、災害支援拠点等としての重要な役割、機能を果たすため、次の5つを基本目標として本計画を推進することとする。

(基本目標)

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②舞鶴市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧・復興に資すること
- ⑤日本海側国土軸の形成、太平洋側のバックアップ機能の確保に資すること

### 2. 舞鶴市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、平成16年の台風23号や、平成30年7月豪雨など、過去の災害から得られた経験を最大限に生かしつつ、「国防」「海の安全」「エネルギー」等、我が国の国土強靱化における日本海側の重要拠点であることを踏まえ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府、市町村等の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 舞鶴市の強靱性を損なう本質的原因として、また、強靱性を生かす特長として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

- ・日本海に面した京都府北部地域から南部地域まで、各地域の多様性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、安心・安全な地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、東京一極集中の是正を図り、双眼型の国土の形成につなげていく視点を持つこと。
- ・舞鶴市を含む京都府北部地域のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業者や市民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ・ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## 第2章 地域特性等

### 1. 地勢・成り立ち

舞鶴市は、総面積が 342.13 km<sup>2</sup>、人口 83,990 人（平成 27 年国勢調査）で、本州のほぼ中央部、日本海が最も湾入した京都府北東部に位置し、若狭湾に湾口を開いた京都舞鶴港は、波静かな天然の良港を形成しており、約 120km に及ぶ海岸線一帯は、入り江と岬が美しく交差したリアス式海岸で若狭湾国定公園に指定されている。

16 世紀後半の細川氏の築城以来、城下町として発展した舞鶴市と明治 34 年海軍鎮守府の設置により軍港都市として発展した東舞鶴市が昭和 18 年に合併し、西地区と東地区の 2 つの市街地を持つ複眼都市として、現在の舞鶴市が誕生（昭和 32 年に加佐町を併合）した。今も、西地区には安土桃山時代に築かれた田辺城跡や城下町の風情や街並みが残り、東地区には、「日本遺産」や「日本の 20 世紀遺産 20 選」に選定された国の重要文化財等で構成する赤れんが倉庫群をはじめとする旧海軍施設等があり、さらには、「ユネスコ世界記憶遺産」に登録された戦後の海外引揚事業やシベリア抑留等に関する貴重な資料を展示する「引揚記念館」等が所在している。

### 2. 気象

#### (1) 舞鶴市の気候概況

舞鶴市は、日本海側気候であるが、寒候期の北西季節風が丹後半島に遮られる位置的条件から、日本海側特有の「しぐれ」や降雪等気象現象の現れ方がやや弱い。気温は沿岸部のため寒暖の差がやや小さい。

#### (2) 季節の特性

##### ①冬季(12月～2月)

この期間の降水量は 455.0mm、ほとんどが日本海側特有の「しぐれ」や降雪によるものであるが、その量は少なめである。天候は曇りや雨・雪の日が多く、降雪量は、市街地と山間部で局地的な差がある。

##### ②春季(3月～5月)

この期間の降水量は 396.1mm、「しぐれ」は残るものの、低気圧と高気圧が交互に日本付近を通り、天気は周期的に変化する。5月の下旬頃には「梅雨の走り」が現れる。気温の変化が最も大きい時期で、移動性高気圧に覆われると、放射冷却による農作物への晩霜害が発生する。

### ③夏季(6月～8月)

この期間の降水量は 484.3mm、梅雨と梅雨明け後の盛夏季と大きく天気が変わる。概して大気が不安定になりやすく雷の発生が最も多い。落雷・降ひょうに注意が必要である。

#### [梅雨期]

梅雨入りの平年日は6月7日頃、明けは7月21日頃である。梅雨の末期は前線の活動が活発となり、局地的大雨の発生するおそれがある。

#### [盛夏季]

梅雨が明けると太平洋の高気圧に覆われる。南西の季節風のため太平洋側に比べ乾燥し、蒸し暑さは少ない。潮位が高い時期でもあり、低気圧や台風の影響等で、小規模ながら高潮災害が発生する。

### ④秋季(9月～11月)

この期間の降水量は 491.3mm、初秋は秋雨前線の影響を受け、ぐずついた天気が続く。この時台風が接近すると大雨になる。由良川の洪水は台風が舞鶴市の東を通った時に多く発生している。10月半ば頃には、低気圧と高気圧が交互に日本付近を通るようになり、天気は周期的に変化する。冬型気圧配置が現れ始めるのもこの頃である。晩秋になると「しぐれ」の日が次第に多くなる。

※各季の降水量は 1981-2010 年の値を平均した平年値の和を使用

## 3. 人口

舞鶴市の人口は 1985 (昭和 60) 年の 98,775 人をピークに徐々に減少し、2015 (平成 27) 年では 83,990 人となっている。

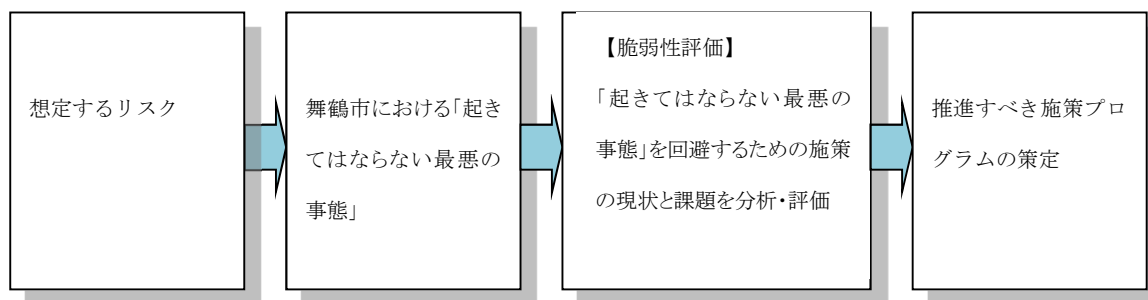
人口構成においては、年少人口 (0～14 歳) と生産年齢人口 (15～64 歳) の比率が減少し、老年人口 (65 歳以上) の比率の増加が予測されており、生産年齢人口が減少することによって、様々な分野における担い手や後継者等の不足が課題である。

また、65 歳以上の高齢者比率はさらに上昇し、2040 年には 2 人に 1 人が 65 歳以上になると推測されており、これら少子高齢化の進展など人口構造の変化への対応に伴う扶助費の増加は、財政の硬直化を招くことから、効率的・効果的な行財政運営を行うことが求められている。



### 第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。



#### 1. 想定するリスク

市民生活及び経済への影響に鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震（海溝部で発生する巨大地震、内陸直下型地震）、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

##### (1) 地震・津波

###### ①海溝部で発生する巨大地震

京都府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその被害は小さなものととどまるものと考えられ、舞鶴市では震度5強の揺れ、負傷者数40人、全壊160棟と予測されている。

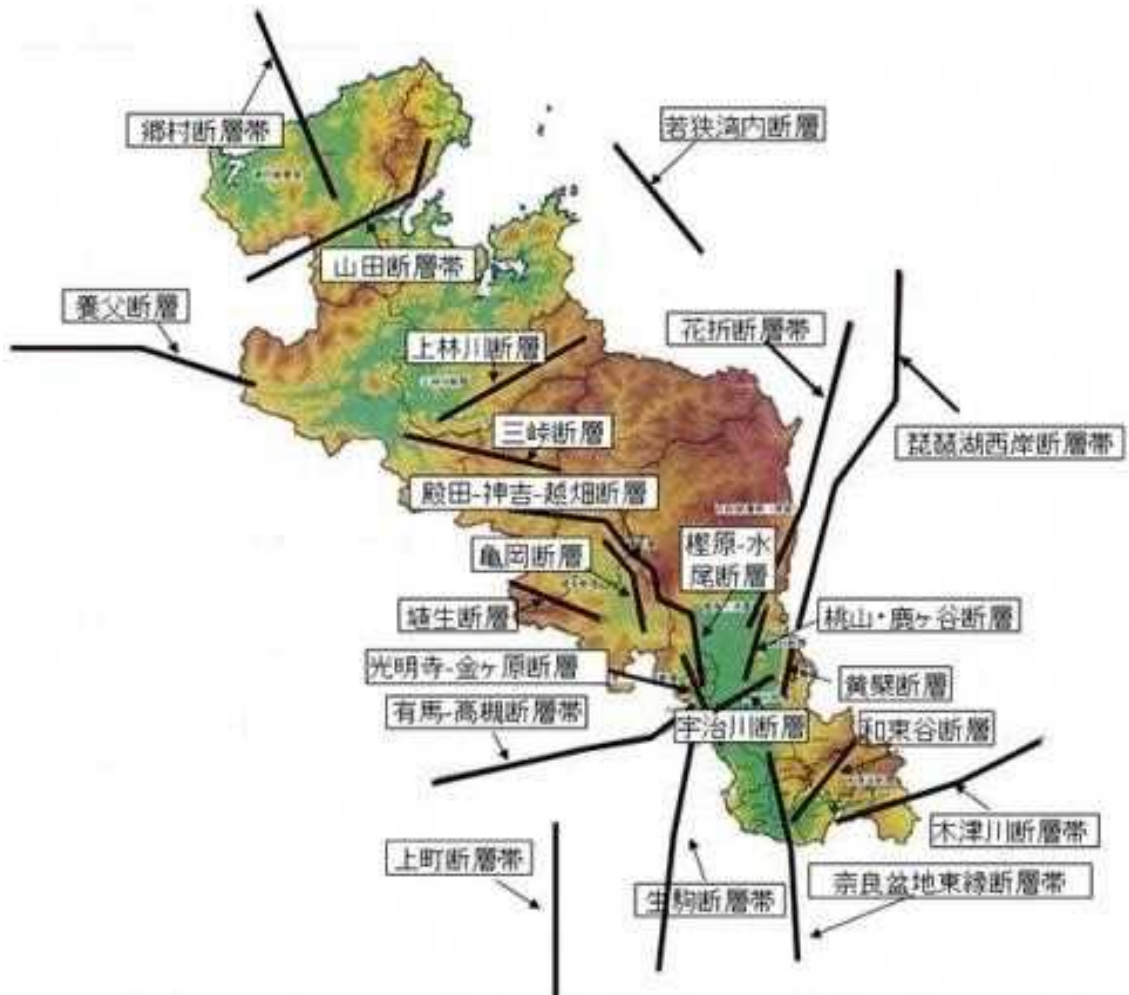
###### ②内陸直下型地震

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3（兵庫県の一部では震度7、京都市中京区では震度5を観測）、死者6,400余人、負傷者43,700余人に上る甚大な人的被害をもたらした。

京都府内には、府域への影響が懸念される活断層が数多く分布しており、マグニチュード7以上の地震規模を有することが予測されている。その中で特に、市内で最大の被害発生が懸念される「郷村断層帯」では、死者220人、全壊・焼失建物7,010棟の甚大な被害が生ずると想定されている（日本海に

における最大クラスの地震・津波による被害想定（2017）による）。

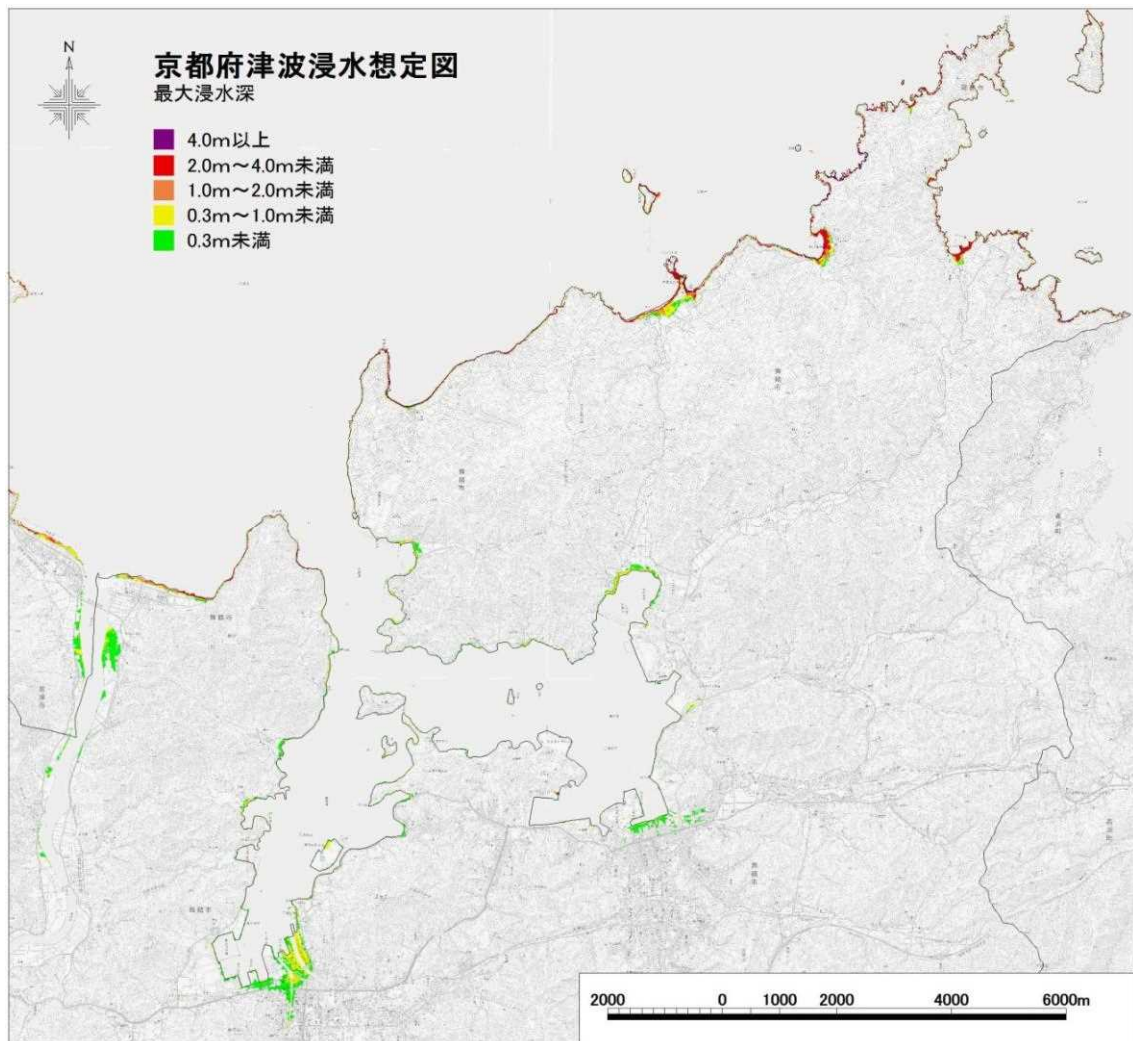
また、その他の断層については、「上林川断層」、「山田断層帯」、「養父断層」、「三峠断層」、「若狭湾内断層」などが市内に被害をもたらすと想定されている。



(京都府の活断層帯)

### ③津波

舞鶴市内では、平成 26 年 9 月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による調査結果を基に、京都府が平成 27 年度に設定した津波浸水想定において、市内海岸部で最大 8.8m の津波水位が想定されている。この津波浸水想定に基づき、平成 28 年度には津波災害警戒区域等が指定され、平成 29 年度には津波被害想定が公表された。



## (2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

舞鶴市では、昭和 28 (1953) 年、紀伊半島を通過した台風 13 号により、市内全域壊滅的な被害を受け、舞鶴では雨量 471.6mm、最大風速 40.6m を記録し、山崩れなどで 53 名の犠牲者が出た。

さらに、昭和 34 (1959) 年、伊勢湾台風 (15 号) は、台風の影響と寒冷前線の活動で、市内全域甚大な被害をもたらし、総雨量 285.9mm を記録し、1 名の犠牲者が出た。

また、平成 16 (2004) 年度から今年度までの概ね 15 年間で 4 度の大規模な水害が発生している。

## (3) 雪害

過去に発生した寒波による大雪は、昭和 59 (1984) 年に市街地で積雪 83cm、また、平成 24 (2012) 年には、市街地で積雪 87cm を記録。山間地 (松尾) では 224cm の積雪を記録するなど、交通機関、家屋、農林関係等に大きな被害をもたらした。

## 2. 過去の災害履歴

- ◇ 平成 16 年 台風第 23 号 (10 月 20 日から同月 21 日まで)  
記録的な暴風雨のため市内全域に被害  
雨量等：総雨量 326mm (10 月 19 日から同月 21 日まで)、時間最大 36.5mm、  
最大瞬間風速 51.9m/s  
被害状況：死者 6 名、全壊 9 棟、半壊 82 棟、一部損壊 703 棟  
床上浸水 691 棟、床下浸水 1,165 棟
  
- ◇ 平成 25 年 台風第 18 号 (9 月 15 日から同月 16 日まで)  
大雨特別警報発表、由良川をはじめ市域の河川が増水  
雨量等：総雨量 305mm、時間最大 27.5mm、最大瞬間風速 29.5m/s  
被害状況：大規模半壊 3 棟、半壊 55 棟、一部損壊 23 棟  
床上浸水 255 棟、床下浸水 336 棟
  
- ◇ 平成 29 年 台風第 21 号 (10 月 22 日から同月 23 日まで)  
市内全域で浸水被害  
雨量等：総雨量 337.5mm (10 月 21 日から同月 23 日まで)、時間最大 48.5mm、  
最大瞬間風速 39.4m/s  
被害状況：半壊 5 棟、一部損壊 239 棟  
床上浸水 286 棟、床下浸水 463 棟
  
- ◇ 平成 30 年 7 月豪雨 (7 月 5 日から同月 7 日まで)  
大雨特別警報発表、7 月の観測史上 1 位の降雨量を記録  
雨量等：総雨量 438.5mm、時間最大 65.5mm  
被害状況：大規模半壊 1 棟、半壊 1 棟、一部損壊 28 棟  
床上浸水 236 棟、床下浸水 510 棟





平成 16 年 台風第 23 号  
平成 16 年 10 月 20 日～21 日  
(由良川の冠水状況 志高地区周辺)



平成 25 年 台風第 18 号  
平成 25 年 9 月 15 日～16 日  
(国道 175 号道路冠水 大川地区)



平成 29 年 台風第 21 号  
平成 29 年 10 月 22 日～23 日  
(真名井アーケード内 冠水状況)



平成 30 年 7 月豪雨  
平成 30 年 7 月 5 日～7 日  
(国道 27 号土砂崩れ 真倉地区)

### 3. 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。舞鶴市においては、国土強靱化基本計画、京都府国土強靱化地域計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と舞鶴市独自の内容を含めた35の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること II. 舞鶴市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること IV. 迅速な復旧復興に資すること V. 日本海側国土軸の形成、太平洋側のバックアップ機能の確保に資すること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること  II. 舞鶴市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること  III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること  IV. 迅速な復旧復興に資すること  V. 日本海側国土軸の形成、太平洋側のバックアップ機能の確保に資すること	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-5	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-3	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響
		8-4	高速道路等の基幹インフラの破損により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 第4章 国土強靱化の推進方針

### 1. 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の11の個別施策分野と2つの横断的施策分野とする。

(個別施策分野)

- ①行政機能／消防等
- ②住宅・都市／環境
- ③保健医療・福祉
- ④エネルギー
- ⑤情報通信
- ⑥産業構造／金融
- ⑦農林水産
- ⑧交通・物流
- ⑨国土保全／国土利用
- ⑩首都機能バックアップ等
- ⑪伝統・文化の保全

(横断的施策分野)

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策

### 2. 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

前項で設定した13の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら13の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これら間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。



## **[個別施策分野]**

### **①行政機能／消防等**

#### **(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)**

防災拠点施設における災害時の安全安心を確保するため、施設の耐震化・老朽化対策をはじめ、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。

(市長公室[危機管理・防災課]、総務部[資産マネジメント推進課]、施設所管課)

防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

(総務部[資産マネジメント推進課]、施設所管課)

避難所に指定されている施設の耐震化を促進し、老朽化した施設の代替施設を確保するなど、防災体制の確保に努める。

(市長公室[危機管理・防災課])

消防庁舎等は24時間稼働が求められる防災拠点施設であることも考慮し、施設の老朽化対策、設備のバックアップ措置・体制の確保等、防災拠点機能の維持を着実に図る。

(消防本部[消防総務課])

防災拠点としての消防庁舎における行政機能を維持するため、自家発電設備等の計画的な更新を図る。

(消防本部[消防総務課])

#### **(災害対策本部の運営強化等)**

災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、各防災機関等と連携した災害対応訓練を行い、必要に応じて体制の整備・強化マニュアルを見直す。

(市長公室[危機管理・防災課])

初動体制を充実・強化するとともに、十分な耐震性のない庁舎については耐震化を促進するほか、代替拠点を定めることも検討する。

(市長公室[危機管理・防災課]、総務部[資産マネジメント推進課])

地域防災の要である消防団車庫等の拠点機能の維持管理を図る。

(消防本部[消防総務課])

#### **(応援・受援体制の強化)**

平時から、国や京都府、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市）をはじめとする他の地方公共団体との連携強化を図るとともに、応援、受援体制の整備を行う。

(市長公室[危機管理・防災課]、人事課)

平時から防災関係機関との相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等と協定を締結するなど、連携・応援体制を構築する。

(市長公室[危機管理・防災課])

京都府中北部地域の6消防本部による「新たな消防広域連携のあり方検討会」で、持続可能な消防行政を広域連携で行うことを検討する。

(消防本部[警防課])

災害発生後に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、「舞鶴市消防本部緊急消防援助隊受援計画」を策定し、応援部隊の集結地確保、適正な部隊運用等円滑な受援体制を構築する。

(消防本部[警防課])

### **(京都府及び部局間の連携強化)**

救助・救出活動や物資搬送等の京都府と共同した防災訓練、被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に京都府や部局間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

(市長公室[危機管理・防災課])

### **(救助・救出活動の能力向上)**

正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、国、京都府、警察、消防と地元消防団、自治会等と連携を図る。

(市長公室[危機管理・防災課])

警察、自衛隊、海上保安庁、京都府緊急災害医療チーム(DMAT)など関係機関との合同訓練を通じ、救助をはじめとする災害時の連携体制を構築する。

(消防本部[救急救助課])

研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに、被災者等への対応訓練を行う。

(市長公室[危機管理・防災課]、福祉部[福祉企画課])

消防車両を計画的に更新・整備し、災害発生時の活動能力を向上させる。

(消防本部[警防課])

救急、救助隊員の養成・教育に努めるとともに、車両・資器材の充実を図り、災害時の有効かつ効率的な活動により、市民の安全を確保する。

(消防本部[救急救助課])

消防団組織及び機械器具配置の見直し等を行い、災害活動体制の更なる迅速化を図るとともに、持続可能な消防団運営について検討を進める。

(消防本部[消防総務課])

特殊災害発生時、救助・救出活動をより効果的に実施するため、NBC災害対策資器材の整備を進めるとともに、専門知識を有する隊員を育成する。

(消防本部[救急救助課])

### **(物資等の備蓄、供給対策)**

「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進め、民間物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(市長公室[危機管理・防災課])

### **(行政における業務継続体制の確立)**

業務継続計画を策定するとともに、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制の充実を図る。

(市長公室[危機管理・防災課])

実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高め緊急参集体制の強化を図る。

(市長公室[危機管理・防災課])

職員が被災等により招集が困難となる場合等の業務継続計画を人員・車両規模等に応じ適宜見直しを実施する。

(消防本部[消防総務課])

### **(警察機能の維持対策の推進)**

被災により警察署庁舎の使用不能等の事態に備えて、移転先の候補となり得る舞鶴市商工観光センター等の十分な耐震化等を推進し、警察機能の維持・確保を図る。

(産業振興部[産業創造・雇用促進課])

### **(原子力災害対策の推進)**

電力事業者に対し、安全性を全てに優先させること、慎重の上に慎重を期して絶対に事故が起こることのない運転を強く求めるとともに、安全対策の実施状況について地域協議会や専門家の意見等を踏まえ、必要な見直しを求めることで、更なる安全性の確保を図る。

(市長公室[危機管理・防災課])

避難路の整備、安定ヨウ素剤の分散備蓄・迅速な配付、緊急時モニタリング等情報伝達体制の強化等、市民の安全を確保するため、国、京都府、事業者と協議を重ね、実行性のある住民避難計画を策定し、訓練等を通じて、継続的に見直しを行う。

(市長公室[危機管理・防災課])

住民の被ばくを低減するため、モニタリング体制の充実を図る。

(市長公室[危機管理・防災課])

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
消防車両の更新	単年度	3台	4台	4台	4台	4台	4台	警防課
特殊災害専門職員の 養成	単年度	1名/年	1名/年	1名/年	1名/年	1名/年	1名/年	救急救助課

## ②住宅・都市／環境

### (住宅の耐震化)

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用して木造住宅の耐震化を促進するため、改修費助成や耐震診断士の派遣を実施する。

(建設部[都市計画課])

### (多数の者が利用する建築物等の耐震化)

屋外広告物の設置に必要な規制を行い、公衆に対する危険の防止を図る。

(建設部[都市計画課])

地震発生後の二次災害防止のため、被災宅地危険度判定を速やかに行えるよう、京都府との連携強化を図る。

(建設部[都市計画課])

舞鶴市地域防災計画で準拠点避難所に指定されている5市民交流センターのうち、耐震性が不足していると診断された2センターについて、耐震化や外壁の改修等を計画的に促進する。

(市民文化環境部[啓発推進課])

### (施設の耐震化)

体育・文化施設は、避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き非構造部材も含めた耐震化を促進する。また、危険性が高い場所について修繕等の適切な対応を行うとともに構造躯体の寿命まで安全に使用できるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安全安心を持続的に確保する。

(市民文化環境部[スポーツ振興課、地域づくり支援課])

### (室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)

家具の固定等室内の安全対策の重要性について、各種広報媒体を活用して周知するとともに、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策等を推進する。

(市長公室[危機管理・防災課]、消防本部[予防課])

地震等災害発生においても利用可能な消防水利の整備に努める。

(消防本部[警防課])

火災予防運動やイベント、各種広報媒体を活用して、災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等の実施促進をはじめ、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置及び点検を推進し、出火防止及び火災による被害の拡大防止対策を進める。

(消防本部[予防課])

### **(地震や火災に強いまちづくり等の推進)**

避難スペースとしての活用・防災機能強化、延焼遮断帯としての機能確保などのために、オープンスペースの確保、公園・緑地の整備、修繕、保全等を進める。また、老朽化により危険な公園施設については、「舞鶴市公園施設長寿命化計画」に基づき、その施設の改築・更新を進めていく。

(建設部[土木課])

倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(建設部[都市計画課])

災害発生時において地方部の汚水処理機能の停止を防ぐため、老朽化が進む汲み取り便槽や単独処理浄化槽を災害に強い合併浄化槽へ転換する事業を推進する。

(上下水道部[下水道整備課])

### **(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)**

災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から市と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(市長公室[危機管理・防災課])

大規模災害や多発する自然災害の発生に備え、地域防災拠点基地として土木管理センター等を整備し、防災機能の強化を図る。

(建設部[土木課])

災害時の汚水処理機能を確保するため、業務継続計画（BCP）に基づき、機能の維持・早期回復を図る。

(上下水道部[下水道整備課])

### **(下水道施設の耐震化)**

被災時も最低限の機能を維持し、公衆衛生の確保をするため、老朽化した下水道施設の改築にあわせ、管路施設・揚水施設の耐震化の取組を進める。

(上下水道部[下水道整備課])

### **（上水道施設の耐震化）**

災害に強く安定して水道水を供給するため、配水池などの水道施設や管路の耐震化を計画的に実施する。

（上下水道部[水道整備課]）

### **（緊急輸送路等の確保・整備）**

避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する。

（建設部[土木課]）

防災拠点施設への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の整備を計画的に推進する。

（建設部[土木課]）

### **（被災者の生活対策）**

避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、避難所における被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。

（施設所管課、福祉部[福祉企画課]）

### **（迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備）**

大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、京都府と共同して被災者の生活再建支援システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。

（市長公室[危機管理・防災課]）

### **（生活と住居の再建支援）**

被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、自主防災組織等地域コミュニティの強化、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

（福祉部[福祉企画課]）

被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する。

（市民文化環境部[地域づくり支援課]）

多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組の実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

（市長公室[危機管理・防災課]、福祉部[福祉企画課]、建設部[都市計画課]）

### （帰宅困難者の安全確保）

観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保等支援体制を整備し、その安全を確保する。

（市長公室[危機管理・防災課]、産業振興部[観光振興課]）

商業施設やホテル・旅館等の民間施設の耐震化を進め、避難所として活用していくとともに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者等と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る。

（産業振興部[産業創造・雇用促進課]）

大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する。

（政策推進部[企画政策課]）

### （観光客の安全確保）

外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。

（産業振興部[観光振興課]）

外国人観光客等の緊急通報対策として、多言語119番受信システムを近隣消防本部と連携導入し、適正な運用を図る。

（消防本部[警防課]）

観光客支援マニュアルの整備や避難施設・宿泊施設等の情報提供体制を構築するなど、観光客保護対策を促進する。

（産業振興部[観光振興課]）

### （災害廃棄物処理）

市の廃棄物処理施設の耐震化を促進する。また、災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、一時的に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を構築し、維持する。

（市民文化環境部[生活環境課、清掃事務所、リサイクル事務所]）

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
防火水槽耐震化及び 統廃合	単年度	1基/年	1基/年	1基/年	1基/年	1基/年	1基/年	警防課

長寿命化計画に基づき 整備する公園数	累計	0箇所	1箇所	2箇所	3箇所	5箇所	7箇所	土木課
地域防災拠点基地の 整備	累計	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	土木課
基幹配水池の 耐震化率	累計	53.8%	53.8%	53.8%	61.6%			水道整備課
管路の耐震化率		18.4%	19.7%	20.6%	21.6%			

### ③保健医療・福祉

#### (医療・福祉施設の耐震化等)

介護・障害福祉施設等の公共的な施設は、避難場所や救護用施設として利用される可能性があるため、耐震性や必要な設備を備えていない大規模な施設が、今後開設される場合には、施設等の防災・減災対策を推進するとともに、利用者の安全・安心を確保するための先進的市町村事業整備計画を作成し、耐震化等を計画的に促進する。

(福祉部[高齢者支援課、障害福祉・国民年金課])

#### (保育所等の老朽化対策の推進)

保育所をはじめとする社会福祉施設等において、利用者の安全性を確保するため、老朽化が著しい施設等の防災・減災対策を推進し、災害発生時の危険性が高い箇所の修繕、改造、整備等を計画的に促進する。

(健康・子ども部[幼稚園・保育所課])

#### (災害時の医療・救護体制の整備)

医療機能の維持を図るため、自家発電や医療用水の確保を推進することはもとより、公的4病院を中心とした連携により、被災時における人的・物的支援体制の構築や、被災していない医療機関での集約的診療を検討する。

(健康・子ども部[地域医療課])

医療機能を最低3日間維持できるよう非常自家発電能力を強化し、災害時における医療用水と患者および医療スタッフの非常食を備蓄する。

(市民病院)

各医療機関と情報を共有し、円滑な傷病者搬送を図る。

(消防本部[救急救助課])

#### (感染症のまん延防止)

感染症のまん延を防ぐため、平時から予防接種を推進するとともに、避難所の保健活動で必要となる衛生管理用品を準備保管する。

(健康・子ども部[健康づくり課])



被災地や避難所において長期の避難生活や生活再建を強いられる方を対象に、保健師等が訪問し健康相談を実施する。

(健康・子ども部[健康づくり課])

#### **(特別な配慮が必要な人への支援)**

災害時避難支援を行う者や避難所生活における介助者の確保等、個別支援計画の策定等による要配慮者支援の取組を進める。

(福祉部[福祉企画課])

介護福祉施設において介護福祉人材の不足は、発災時においても入所者等要配慮者の避難体制・安全確保に影響が及ぶことから、介護福祉人材の確保を図るため、介護福祉士育成修学資金制度や介護福祉士資格取得講習等受講料助成金制度等を活用し、市内の介護福祉施設や介護福祉士養成施設等との連携を充実させることで、市内介護事業所への就業促進を図る。

(福祉部[福祉企画課、高齢者支援課])

高齢者や障害者等の要配慮者の支援体制を確保するため、医療、保健、福祉等の関係者間で情報共有を進め適切な支援を行える体制づくりを進める。

(福祉部[高齢者支援課、障害福祉・国民年金課])

病気などにより、食事の準備が困難な65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で、毎日の安否確認が必要な方に夕食を宅配し、バランスのとれた栄養の補給と安否確認を行う配食サービス事業では、災害時にも維持若しくは早期に再開させることができるよう、行政や地域包括支援センターと委託業者との連携・協力体制を充実させる。

(福祉部[高齢者支援課])

自主防災組織の説明会、訓練時を活用して、自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

(市長公室[危機管理・防災課]、消防本部[予防課])

原子力発電所における過酷事故時に、避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者が退避するための放射線防護機能を付加した屋内退避施設を整備する。

(市長公室[危機管理・防災課])

#### **④エネルギー**

##### **(エネルギー供給の多様化)**

エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する

(市民文化環境部[生活環境課])

我が国のガスパイプラインは、太平洋側の大需要地域を中心に整備されている。しかしながら、南海トラフ巨大地震等を想定した国土強靱化の視点から、国、京都府、兵庫県等との連携を図りながら、京阪神地域のバックアップ機能を担う舞鶴～三田(兵庫県)の幹線パイプラインの整備に取り組む。

(産業振興部[みなと振興・国際交流課])

化石燃料の中でも環境性に優れ、かつ、比較的世界に広く分散して賦存する天然ガスを、より廉価で将来にわたり安定的に確保するために、京都府等と連携を図りながら、京阪神地域からのアクセスの優位性や充実した港湾機能を持つ、近畿の日本海側唯一の重要港湾である京都舞鶴港へのLNG受入基地の整備に向けて取り組む。

(産業振興部[みなと振興・国際交流課])

## ⑤情報通信

### (市民への通信手段の確保)

防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

(市長公室[危機管理・防災課])

携帯情報端末等を活用し、多言語で観光防災情報を提供する。

(産業振興部[観光振興課]、市長公室[危機管理・防災課])

安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等に整備する。

(市長公室[危機管理・防災課]、総務部[情報システム課]、施設所管課)

### (災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

市民があらかじめ、浸水や土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、国や府との連携を密にする中で情報のワンストップ化を進めるとともに、分かりやすい情報発信システムの構築を図る。

(市長公室、政策推進部、建設部、上下水道部)

京都府中・北部地域の6消防本部ごとに行っている消防指令業務を共同指令センターとして集約し、119番通報の受信を一元化することで、緊急通報受信基盤の整備を図る。庁舎の耐震化をはじめ、自家発電機や予備蓄電池の設置による災害時の電源確保など、災害に強い消防通信拠点の構築を図る。

(消防本部[警防課])

緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を整備し、災害危険情報の迅速・的確な把握や市民への情報共有を推進する。

（市長公室[危機管理・防災課]）

防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、コミュニティFMなど、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築していく。

（市長公室[危機管理・防災課、広報広聴課]）

原子力災害時における緊急時モニタリング体制を国と調整して強化するとともに、京都府との情報伝達体制を強化することにより、市民への迅速な情報提供を行う。

（市長公室[危機管理・防災課]）

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
まいづるメール配信サービス登録者数	累計	13,200人	14,800人	15,600人	16,400人	17,200人	18,000人	広報広聴課

## ⑥産業構造／金融

### （事業継続計画（BCP）の推進による舞鶴全体の活力の維持）

金融サービスや地元の商取引の維持・確保を図るため、舞鶴商工会議所と連携して「企業BCP作成推進計画（仮）」を策定し、地元企業の企業BCPの策定を促進する。

（産業振興部[産業創造・雇用促進課]）

企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

（市長公室[危機管理・防災課]、産業振興部[産業創造・雇用促進課]）

### （地域産業の活力維持）

復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。

（市長公室[危機管理・防災課]）

金融サービスや地元の商取引の維持・確保を図るため、舞鶴商工会議所と連携して「企業BCP作成推進計画（仮）」を策定し、地元企業の企業BCPの策定を促進する。

（再掲）

（産業振興部[産業創造・雇用促進課]）

### **（観光業や農林水産業の風評被害対策）**

正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーン等を通じて、安全・健全な観光地、安全な農水産物等であることをしっかりとプロモーションするなど、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

（産業振興部[観光振興課、農林課、水産課]）

### **（企業の防災対策）**

化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する。

（産業振興部[産業創造・雇用促進課]）

## **⑦農林水産**

### **（農地・農業用施設の防災対策）**

ため池の決壊等による2次災害を未然に防止するために点検等の維持管理及び必要な整備を進め、万一の決壊に備えた連絡体制の構築や防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難情報を共有する。併せて、ため池管理者に適正な保全と管理体制強化について指導・監督を実施する。

（産業振興部[農林課]）

農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、地域住民等多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

（産業振興部[農林課]）

### **（資材の供給体制の整備）**

農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道・林道等の確保・整備を推進する。

（産業振興部[農林課、水産課]）

### **（森林の整備・保全）**

新たな森林経営管理制度による森林の集約や間伐への支援等の森林施業の促進と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る。また、荒廃により災害の原因となる恐れのある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する。

（産業振興部[農林課]）

### **（漁港の耐震・耐津波対策）**

漁港施設の耐震・耐津波機能診断と機能保全のための調査・計画策定を進め、これに基づく整備を推進する。

（産業振興部[水産課]）

### （漁港施設等の整備・維持管理等）

災害前後に機能が確実に発揮できるよう狭隘な成生漁港の漁具保管修理施設用地と竜宮浜漁港施設の機能保全及び漂砂対策工を整備する。

（産業振興部[水産課]）

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
ため池ハザードマップ 作成(19 池)	累計	14/19	19/19					農林課
整備実施の漁港数	累計	0 漁港	1 漁港	1 漁港	2 漁港	2 漁港	2 漁港	水産課

### ⑧交通・物流

#### （道路等の整備・耐震化）

国道27号と主要地方道小倉西舞鶴線間の連絡機能及び代替機能の確保を図るため、幹線道路の整備を推進する。

（建設部[土木課]）

#### （災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保）

災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める。また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、法面対策、重要な道路を守るためにも治水、土石流、高潮、雪害等対策を着実に推進する。  
（建設部[土木課]）

#### （交通・物流施設の耐災害性の向上）

災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国、京都府等と連携し、高速道路（舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道）や直轄国道（国道27号西舞鶴道路）及び京都舞鶴港へアクセスする臨港道路（上安久線、和田下福井線）の整備促進を図るとともに、市域の強靱化をより一層図るため、府道小倉西舞鶴線をはじめとする各府道、接続する市道を含めた幹線道路ネットワークの強化に向け、関係機関とともに検討を進める。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、「道路の整備に関するプログラム」に基づき、市管理の主要幹線道路の未整備箇所への早期供用開始に向けた取組を着実に進める。  
（建設部[土木課、国・府事業推進課]）

海の物資輸送ルート確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸や港湾施設の整備及び長寿命化対策、漁港の耐震・耐津波機能診断及び機能保全等を、国や京都府と連携して進める。

(産業振興部[みなと振興・国際交流課]、建設部[国・府事業推進課])

福井県内の原子力発電所の過酷事故における避難経路を確保するため、国、関係府県、関係市町等と連携し、必要な重点路線を計画的に整備推進する。

(市長公室[危機管理・防災課]、建設部[土木課])

台風による大雨のほか、集中豪雨、高潮などの異常気象による道路冠水を防ぐため、道路嵩上げや排水施設の整備等を計画的に進める。(「(仮称)東地区道路冠水対策中期計画」による)

(建設部[土木課])

由良川及び市内の二級河川について、河川整備計画等に基づいて国や京都府が実施する河川事業と、道路、水路、河川等の本市管理施設の整備の連携を図る。

(建設部[土木課])

災害発生時の孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保できるよう、特に集落間を結ぶ唯一道路の整備を進める。

(建設部[土木課])

降雪による車の立ち往生等、交通機能の麻痺を防ぐため、国や京都府と連携し、また地域の協力を得ながら、除雪体制の構築を図る。

(建設部[土木課])

大雪による孤立集落の発生やその長期化を防止するため、除雪機械(大型除雪機、小型除雪機等)を確保し、迅速な除雪に努める。

(建設部[土木課])

舞鶴市地域防災計画による避難路整備として消防・救急・医療等の緊急車両・輸送車両等が通行できる有効幅員を確保することで、防災対策に努める。

(建設部[土木課])

### **(交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化)**

複軸の交通ネットワークの構築(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、京都府、関係市町村と連携し、新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を着実に進める。

(政策推進部[企画政策課])

福井県内の原子力発電所の過酷事故からの広域避難のため、バス等避難車両及び運転員を国、京都府と調整し確保する。

(市長公室[危機管理・防災課])

災害時における多様な移動手段を確保するため、交通事業者、自主運行バス協議会、地域等との連携強化を図り、新たな地域内移動の仕組みづくりを推進する。

(政策推進部[企画政策課])

「通学路交通安全プログラム」に基づく、小・中学校の通学路を中心とした道路整備の実施により、安全・安心な交通基盤を確保する。(「舞鶴市通学路交通安全中期計画」による)

(建設部[土木課])

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
和泉通線及び引土境 谷線の事業進捗率	累計	37%	45%	60%	70%	80%	100%	土木課
東地区道路冠水路線 35 路線のうち、3 路線 の解消	累計	0 路線	0 路線	0 路線	0 路線	3 路線	3 路線	土木課
高野川左岸の堀上竹 屋町線の整備 (事業進捗率)	累計	0%	30%	65%	65%	80%	100%	土木課
集落間を連絡する道路 の防災・減災対策 (箇所)	累計	3 箇所	5 箇所	6 箇所	8 箇所	9 箇所	10 箇所	土木課
除雪機械等の確保 (台)	累計	143 台	144 台	144 台	144 台	144 台	144 台	土木課
通学路交通安全プロ グラム対象路線のうち 5 路線の整備	累計	2 路線	3 路線	3 路線	4 路線	5 路線	5 路線	土木課
生活道路等における狭 隘区間の解消(箇所)	累計	0 箇所	0 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	土木課

## ⑨国土保全／国土利用

### （安心・安全を実現する国土利用）

災害リスクの高い土地に対し、舞鶴市開発行為に関する要綱に基づき、土地の利用を適切に指導する。

（建設部[都市計画課]）

### （総合的な治水対策）

平成16年の台風23号や近年の集中豪雨等による大規模な浸水被害をはじめ、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、京都府と連携・協働しながら、①河川下水道対策（流す対策）、②雨水貯留対策（貯める対策）、③浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的な治水対策を一層推進し、降雨による浸水の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

（上下水道部[下水道整備課]）

流す対策については、河川事業（河床掘削、護岸整備や逆流防止施設整備）と下水道事業（内水排除ポンプ、雨水管渠）の連携により集中的に整備を実施する。

（上下水道部[下水道整備課]）

貯める対策については、雨水貯留施設の整備、家庭用雨水貯留施設への補助を実施する。

（上下水道部[下水道整備課]）

備える対策については、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化、宅地かさ上げによる建築物耐水化への支援等といったソフト対策を実施する。

（市長公室[危機管理・防災課]、上下水道部[下水道整備課]）

### （河川、海岸の高波、高潮対策）

近年頻発する台風や冬季風浪がもたらす高波や高潮による被害から、沿岸部に住む市民の生命と財産を守り、年間を通じて安心・安全な生活を確保するため、竜宮浜漁港海岸の海岸保全施設（離岸堤・護岸等）を整備するとともに、神崎海岸の海岸保全施設（突堤・人工リーフ等）の整備促進を図る。

（産業振興部[水産課]、建設部[国・府事業推進課]）

### （海岸、河川の整備等の津波防災対策）

津波に備えて、国、府や関係機関が連携して、設計津波に対応できる海岸保全施設や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード整備と津波ハザードマップを活用した警戒避難体制の整備等ソフト施策を組み合わせた津波防災対策を推進する。

（市長公室[危機管理・防災課]）



### **（洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策）**

各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

（市長公室[危機管理・防災課]）

水防事務の調整及び円滑な実施のために必要事項を規定し、洪水、津波、高潮の水災を警戒、防御し被害を軽減することを目的に水防計画を改訂し、適正で円滑な水防体制の構築を図る。

（消防本部 [警防課] ）

### **（総合的な土砂災害対策）**

砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、京都府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせる総合的な対策を推進する。

（市長公室[危機管理・防災課]）

社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用し、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等に対して、移転や安全対策工事に関する支援を促進する。

（建設部[都市計画課]）

### **（土砂災害に備えたハード整備）**

広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を一層推進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく。

（建設部[国・府事業推進課、土木課]）

### **（緊急避難場所・避難所の整備等）**

災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る。

（市長公室[危機管理・防災課]）

原子力災害時の避難先（市内・市外）において円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を避難先関係団体と調整・整備する。

（市長公室[危機管理・防災課]）

### (地籍調査の推進)

被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する。

(建設部[建設総務課])

### (水源の保全)

異常な渇水が発生すると、塩水遡上による河川からの取水や貯水量減少によるため池からの取水が停止する恐れがあることから、取水停止による給水制限を未然に防ぐため、河川からの取水については、防潮幕の架設や取水地点を上流にある補助取水場からの取水に切り替える。また、ため池からの取水については給水範囲の調整等を行う。

(水道整備課)

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
浸水被害の軽減率	累計	0%	0%	0%	0%	0%	85%	下水道整備課
海岸保全施設の整備 延長	累計	8m	95m	140m	185m	195m	210m	水産課
地籍調査進捗率	累計	0.79%					0.9%	建設総務課

## ⑩首都機能バックアップ等

### (新幹線の整備)

京都府北部地域を經由し、首都圏、山陰地方を結ぶ新幹線の早期整備を実現し、「国防」「海の安全」等の重要拠点としての機能の維持・強化、日本海国土軸のリダンダンシーの確立を図る。

(政策推進部[企画政策課])

## ⑪伝統・文化の保全

### (文化財の保護・保全)

舞鶴市歴史文化基本構想に基づき文化財の保護・保全のため、必要な緩衝帯の整備や適切な機器の配備を推進するとともに、行政・文化財所有者・地域住民の連携した強化を推進する。

(市民文化環境部[文化振興課])

定期的に文化財を対象とした消防署・消防団との合同消防訓練を実施するなど、防災対策を推進する。

(消防本部[予防課]、市民文化環境部[文化振興課])

### (文化財建造物等の耐震化)

文化財建造物等は不特定多数の者が訪れることから、大規模地震時に生命・身体の安全および建造物が倒壊・損壊しないように耐震診断を実施するなど、補強等の耐震対策を促進する。

(市民文化環境部[文化振興課])

### (文化財の防火対策)

指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る。

(消防本部[予防課]、市民文化環境部[文化振興課])

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
文化財の指定による保 全	累計	117 件	118 件	119 件	120 件	121 件	122 件	文化振興課
指定文化財(建造物) への火災報知機設置	累計	80%	90%	100%	—	—	—	予防課

## [横断的施策分野]

### ①リスクコミュニケーション

#### (災害危険情報の提供)

市民があらかじめ、浸水や土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとられるよう、国や府との連携を密にする中で情報のワンストップ化を進めるとともに、分かりやすい情報発信システムの構築を図る。(再掲)

(市長公室、政策推進部、建設部、上下水道部)

まいづるメール配信サービスの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や携帯情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を実施すると同時に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や広報・防災無線、広報車の活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。

（市長公室[広報広聴課]）

### （市民に対する教育・訓練）

市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図る。

（市長公室[危機管理・防災課]）

市民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

（市長公室[危機管理・防災課]）

原子力発電所における事故からの避難に必要な避難訓練を行い、避難方法等の普及啓発を行う。

（市長公室[危機管理・防災課]）

防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化するとともに、将来を担う児童・生徒を対象とした防災教育・訓練を実施する。

（教育委員会[学校教育課]）

傍にいる誰か1人が必ず応急手当ができるような社会の構築のため、市民に対する応急手当普及啓発を実施する。

（消防本部[救急救助課]）

### （地域の「つながり」の強化）

被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

（市長公室[危機管理・防災課]、消防本部[予防課]）

地域における「防災マップ」「タイムライン」「地区防災計画」づくりを支援し、地域防災力の強化・向上を図る。

（市長公室[危機管理・防災課]）

### **（外国籍市民等への災害時支援等）**

多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、外国籍市民や京都府等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

（市長公室[危機管理・防災課、広報広聴課]、市民文化環境部[市民課]）

### **（自主防災組織の活動促進）**

自主防災組織や地域住民等により火災の初期消火体制を整えるため消火栓器具格納庫等の更新・整備助成と器具を利用した操法訓練の指導を促進する。

（消防本部[消防総務課、予防課]）

消火栓器具格納庫を利用した自治会での初期消火体制を確立するための訓練を実施する。

（消防総務課）

自主防災組織の設立と育成を積極的に支援する。

（市長公室[危機管理・防災課]）

### **（消防団の活性化）**

消防団への加入促進を図るとともに、被服整備や消防団協力事業所の拡充、消防団応援店の導入など、消防団が活動しやすい環境づくりや消防団の教育訓練等による機能強化を図り、消防団が活発に活動できる環境づくりを推進する。

（消防本部[消防総務課]）

### **（ボランティア等との連携強化）**

災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から京都府・市、社会福祉協議会、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークの構築を図る。

（福祉部[福祉企画課]）

災害時に各地から集まるボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるよう、災害ボランティアセンターの機能強化を図る。

（福祉部[福祉企画課]）

### **（迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等）**

災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

（建設部）

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
まいづるメール配信サービス登録者数	累計	13,200 人	14,800 人	15,600 人	16,400 人	17,200 人	18,000 人	広報広聴課
応急手当普及講習の実施	単年度	5,000 人／ 年	5,000 人／ 年	5,000 人／ 年	5,000 人／ 年	5,000 人／ 年	5,000 人／ 年	救急救助課
各自治会等に対する消火栓器具格納庫の更新・整備助成	単年度	5 基	5 基	5 基	5 基	5 基	5 基	消防総務課
各自治会に対する操法訓練の実施	単年度	10 地区	10 地区	10 地区	10 地区	10 地区	10 地区	消防総務課
消防団員の加入促進	累計	1100 人	1100 人	1100 人	1100 人	1100 人	1100 人	消防総務課
自主防災組織率	累計	69%	75%	80%	90%	95%	95%	危機管理 防災課
地区防災計画策定件数	累計	0 件	10 件	15 件	20 件	25 件	30 件	危機管理 防災課

## ②老朽化対策

### (安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

市民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行う。

(総務部[資産マネジメント推進課]、建設部、施設所管課)

市民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

(総務部[資産マネジメント推進課]、施設所管課)

児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設のトイレや空調の改修及び防災機能の強化を図るとともに維持管理について適切な対応を行い、構造躯体の寿命まで安全に使用できるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安全安心を持続的に確保する。

(教育委員会[教育総務課])

学校施設での災害の際の児童・生徒の避難経路確保のため、消防設備の点検や器具の更新を行う。

(教育委員会[教育総務課])

台風等異常気象時における洪水等による被害を未然に防止し治水安全度を高めるための河川護岸改修と共に機能を維持するための河道掘削や樹木伐採などによる河道確保を計画的に実施し、治水の安全維持を図る。

(建設部[土木課])

トンネル施設について、道路法に則った定期点検の実施により、健全度を正確に把握し、舞鶴市トンネル長寿命化修繕計画に基づいた補修工事を実施することにより、長寿命化を図る。

(建設部[土木課])

橋梁について、道路法に則った定期点検の実施により、健全度を正確に把握し、舞鶴市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた補修工事を実施することにより、長寿命化を図る。

(建設部[土木課])

台風等異常気象時において道路の機能を維持するための舗装や施設の修繕等を計画的に実施し、道路の安全維持を図る。

(建設部[土木課])

ストックマネジメント計画及び最適整備構想に基づき、汚水処理施設の改築を進め、持続的な下水道機能を確保する。

(上下水道部 [下水道整備課])

重要業績評価指標 (KPI)	設定 区分	H30 基準値	R2	R3	R4	R5	R6	担当課
学校施設の改修	単年度	—	—	外壁補 修・大規 模改造各 1校	外壁補 修・大規 模改造各 1校	外壁補 修・大規 模改造各 1校	外壁補 修・大規 模改造各 1校	教育総務課
学校施設の避難器具 等の更新	累計	27%	43%	65%	81%	97%	100%	教育総務課
河川護岸改修箇所	累計	0箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所	土木課
健全度Ⅲ判定のトンネ ル10本の解消	累計	0本	1本	3本	5本	8本	10本	土木課
健全度Ⅲ判定の橋梁 81橋の解消	累計	0橋	20橋	40橋	55橋	68橋	81橋	土木課
道路修繕箇所	累計	0箇所	0箇所	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所	土木課
管渠施設の改築実施 率(計画延長11km) (実施率/計画延長)	累計	0%	2%	21%	40%	70%	100%	下水道整備課



## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を庁内横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、重要業績指標の進捗状況を整理し、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、国、京都府、防災関係機関、市民、地域、各種団体、企業、教育機関等の多様な主体と連携し、押し進めていく。

また、今後の社会状況の変化等により新たな課題が発生した場合は、必要に応じて計画の見直しを図りながら、国土強靱化に関する取組を推進する。

### 2. 施策の重点化

限られた資源を活用し、効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要があることから、市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、35の「起きてはならない最悪の事態」の中から、地方自治体として特に回避すべき15の事態を以下のとおり設定し、本事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること  II. 舞鶴市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること  III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
IV. 迅速な復旧復興に資すること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
V. 日本海側国土軸の形成、太平洋側のバックアップ機能の確保に資すること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること  II. 舞鶴市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること  III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること  IV. 迅速な復旧復興に資すること	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

(別紙)「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

## 1 直接死を最大限防ぐ

### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

#### (住宅・多数の者が利用する建築物等の耐震化)

○市民の命を守ることが最優先との観点から、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅(減災化住宅)等、耐震化を一層促進する必要がある。

○公的な施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。

また、構造躯体の寿命まで安全に使用できるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安全安心を持続的に確保する必要がある。

#### (地震や火災に強いまちづくり等の推進)

○避難スペースとしての活用・防災機能強化、延焼遮断帯としての機能確保などのために、オープンスペースの確保、公園・緑地の整備、修繕、保全等を進める必要がある。また、老朽化により危険な公園施設については、「舞鶴市公園施設長寿命化計画」に基づき、その施設の改築・更新を進めていく必要がある。

○倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

#### (被災建築物の危険度判定)

○地震発生後の二次災害防止のため、被災宅地危険度判定を速やかに実施できるように、甚大な地震被害を想定し、体制の充実・強化を図る必要がある。

#### (火災発生の防止対策)

○災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を啓発する必要がある。

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

### (不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

○公的な施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。

また、構造躯体の寿命まで安全に使用できるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安全安心を持続的に確保する必要がある。(再掲)

### (地震や火災に強いまちづくり等の推進)

○避難スペースとしての活用・防災機能強化、延焼遮断帯としての機能確保などのために、オープンスペースの確保、公園・緑地の整備、修繕、保全等を進める必要がある。また、老朽化により危険な公園施設については、「舞鶴市公園施設長寿命化計画」に基づき、その施設の改築・更新を進めていく必要がある。(再掲)

○学校施設での災害の際の児童・生徒の避難経路確保のため、消防設備の点検や器具の更新を行う必要がある。

### (火災発生の防止対策)

○災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を啓発する必要がある。

(再掲)

### (自主防災組織、消防団の活性化)

○初期消火体制を確立するため、自主防災組織、消防団の活動を促進する必要がある。

## 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

### (河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)

○津波に備えて、国、府や関係機関と連携し、設計津波に対応できる海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。

### (津波避難体制の整備)

○津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

## 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### (総合的な治水対策の推進)

○床上浸水を軽減し、浸水エリアの解消を図るため、国・京都府と連携・協働しながら、河川下水道対策（流す対策）、雨水貯留対策（貯める対策）、浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的な治水対策を一層推進する必要がある。

○台風等異常気象時における洪水等による被害を未然に防止し治水安全度を高めるための河川護岸改修と共に機能を維持するための河道掘削や樹木伐採などによる河道確保を計画的に実施し、治水の安全維持を図る必要がある。

### (河川、下水道等施設の整備推進)

○由良川及び市内の二級河川について、河川整備計画等に基づいて国や京都府が実施する河川事業と、道路、水路、河川等の本市管理施設の整備の連携を図る。

### (河川、海岸、下水道施設等の整備、維持管理等)

○台風等異常気象時において高波や高潮等による市街地等の浸水を防ぐため、海岸保全施設等の整備・補強を進めていく必要がある。

### (農業用水利施設の防災対策)

○ため池等農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の維持管理及び必要な整備を進めるとともに、平時において連絡体制の構築、管理体制の強化やハザードマップ作成等による地域の防災情報の共有等のソフト対策も一体的に推進していく必要がある。

### (ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

○各種ハザードマップの作成（情報の随時追加を含む）をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

### (避難路の確保)

○河川の氾濫による道路冠水や橋の流失時の避難路における安全対策の必要がある。

## 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### （総合的な土砂災害対策の推進）

○砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、京都府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

### （土砂災害対策のハード整備）

○広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備の推進が必要である。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、国の施策等を効果的に活用しながら、要配慮者利用施設や避難所等を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていく必要がある。

### （災害に強い森林づくり）

○新たな森林経営管理制度による森林の集約や間伐への支援等の森林施業の促進と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### （緊急物資備蓄の促進）

○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進め、関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

#### （物資輸送道路等の整備、維持管理等）

○物資輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。

○災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国、京都府等と連携し、高速道路や直轄国道等の整備促進を図るとともに、市域の強靱化をより一層図るため、幹線道路ネットワークの強化に向け、関係機関とともに検討

を進める。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。

- 物流機能を維持するため、橋梁、トンネル、港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて長寿命化計画に基づいた補修工事を実施する必要がある。

#### **(災害復旧に係る協力体制の強化)**

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

#### **(避難所の体制確保)**

- 避難所の運営体制を整備するとともに、市町村、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。
- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、避難所における被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する必要がある。

## **2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**

#### **(集落の孤立を防止するための道路ネットワークの整備等)**

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土石流、高潮、雪害等の対策を着実に推進する必要がある。
- 大雪による孤立集落の発生やその長期化を防止するため、除雪機械の確保を図る必要がある。

#### **(救助体制の強化)**

- 警察、自衛隊、海上保安庁、京都府緊急災害医療チーム（DMAT）など関係機関との合同訓練を通じ、救助を始めとする災害時の活動の連携体制を構築するなど、災害対応能力の向上を図る必要がある。

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、海上保安庁、京都府緊急災害医療チーム（DMAT）など関係機関との合同訓練を通じ、救助を始めとする災害時の活動の連携体制を構築するなど、災害対応能力の向上を図る必要がある。（再掲）

### (警察機能の維持対策の推進)

- 警察機能の不全に備えて、移転先候補の確保等機能維持対策を推進することが必要である。

### (消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。

### (消防の体制強化等)

- 消火・救助・救急活動が迅速に行われるための体制を構築するため、新たな消防広域連携のあり方検討、緊急消防援助隊受援計画の策定をはじめ、車両・資機材等の充実を図る必要がある。

### (地域防災力の充実・強化)

- 市民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。
- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。
- 防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。
- 被災者の救出・救助や避難所の運営等地域での防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図る必要がある。



## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱

### (一時避難所の確保)

- 観光客を含む帰宅困難者の安全を確保するため、情報提供、避難場所の確保を図る必要がある。
- 商業施設やホテル・旅館等の民間施設の耐震化を進め、避難所として活用していくとともに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等や観光関連事業者と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

### (観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。
- 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。

### (交通インフラの長寿命化対策)

- トンネル施設、橋梁施設について、健全度を正確に把握し長寿命化計画に基づいた補修工事を実施する必要がある。

### (鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等について公共交通事業者等と協定を締結するなど、方策を検討する必要がある。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### (特別な配慮が必要な人への支援)

- 要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える人材の養成を充実させる必要がある。

### (災害時の医療・救護体制の整備)

- 公的4病院を中心として災害時医療体制を整備する必要がある。

**(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の整備、維持管理等)**

○災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める必要がある。また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化及び法面对策、重要な交通施設を守るためにも治水、土石流、高潮、雪害等対策を着実に推進する必要がある。

**2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**(被災地・避難所の衛生管理、防疫対策)**

○感染症の発生・まん延を防ぐため、京都府等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、避難所の保健活動で必要となる衛生管理用品を準備保管する必要がある。

**2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

**(被災者の生活対策)**

○被災者の避難生活環境を確保するため、避難所の施設管理・衛生管理、要配慮者をはじめとする被災者の健康管理、早期の生活再建に繋がる支援が適切に行える体制を構築する必要がある。

**(保健師の活動)**

○被災地や避難所において、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの活動を速やかに実施する必要がある。

**(特別な配慮が必要な人への支援)**

○医療・保健・福祉サービスに係る関係機関をはじめ、地域の事業者、住民とも連携・協力して、高齢者や障害者等の要配慮者の支援体制を構築する必要がある。

**3 必要不可欠な行政機能は確保する**

**3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱**

**(警察機能の維持対策等)**

○警察機能の不全に備えて、警察署の移転先候補の確保等機能維持対策を推進することが必要である。(再掲)

### 3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

#### (首都機能バックアップ)

○国全体の安心・安全確保の観点から、首都機能のバックアップについて、本市が果たすべき機能・役割を検討することが必要である。

#### (新幹線の整備)

○京都府北部地域を經由し、首都圏、山陰地方を結ぶ新幹線の早期整備を実現し、「国防」「海の安全」等の重要拠点としての機能の維持・強化、日本海国土軸のリダンダンシーの確立を図る必要がある。

### 3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (庁舎等の防災拠点機能の確保)

○市の防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。

#### (災害対策活動の初動体制の整備)

○災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を図る必要がある。

#### (業務継続体制の整備)

○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高め、緊急参集体制を強化する必要がある。

○業務継続計画の策定と検証を行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。

#### (災害情報の収集体制の強化)

○被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。

#### (消防通信拠点の構築)

○消防指令業務を広域連携により共同指令センターとして集約し、119番通報の受信を一元化することで、緊急通報受信基盤の整備を図るほか、庁舎の耐震化をはじめ、自家発電機や予備蓄電池の設置による災害時の電源確保など、災害に強い消防通信拠点の構築を図る必要がある。

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

###### (災害に強い情報通信基盤の整備)

- 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

###### (関係機関等による情報連絡体制の整備)

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。

- 近隣消防本部と連携して、外国人観光客の緊急通報対策としての多言語119システムの適正な運用を図る必要がある。

###### (防災拠点施設等における電源の確保)

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。

##### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

###### (市民への情報伝達)

- 防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、コミュニティFMなど、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築していく必要がある。

- 市民が自らの確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

#### 5 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

###### (企業等における業務継続体制の確立)

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、商工会議所等と連携して地元企業のBCPの策定を促進する必要がある。

- 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。

**(物資輸送道路等の整備、維持管理等)**

○物流機能を維持するため、橋梁、トンネル、港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて長寿命化計画に基づいた補修工事を実施する必要がある。(再掲)

**5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響**

**(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)**

○各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画(BCP)の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。

**(物資輸送道路等の整備、維持管理等)**

○物流機能を維持するため、橋梁、トンネル、港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて長寿命化計画に基づいた補修工事を実施する必要がある。(再掲)

**5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止**

**(物資輸送路等の整備、維持管理等)**

○災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国、京都府等と連携し、高速道路や直轄国道等の整備促進を図るとともに、市域の強靱化をより一層図るため、幹線道路ネットワークの強化に向け、関係機関とともに検討を進める。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、市管理の主要幹線道路の未整備箇所を早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)

○物流機能を維持するため、橋梁、トンネル、港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて長寿命化計画に基づいた補修工事を実施する必要がある。(再掲)

#### 5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

##### (企業等における業務継続体制の確立)

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、商工会議所等と連携して地元企業のBCPの策定を促進する必要がある。(再掲)

#### 5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

##### (水源の確保)

- 異常な渇水が発生すると、塩水遡上による河川からの取水や貯水量減少によるため池からの取水が停止する恐れがあることから、取水停止による給水制限を未然に防ぐ必要がある。

### 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

#### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

##### (エネルギー供給の多様化)

- エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 我が国のガスパイプラインは、太平洋側の大需要地域を中心に整備されている。しかしながら、南海トラフ巨大地震等を想定した国土強靱化の視点から、国、京都府、兵庫県等との連携を図りながら、京阪神地域のバックアップ機能を担う舞鶴～三田(兵庫県)の幹線パイプラインの整備に取り組む必要がある。
- 化石燃料の中でも環境性に優れ、かつ、比較的世界に広く分散して賦存する天然ガスを、より廉価で将来にわたり安定的に確保するために、京都府等と連携を図りながら、京阪神地域からのアクセスの優位性や充実した港湾機能を持つ、近畿の日本海側唯一の重要港湾である京都舞鶴港へのLNG受入基地の整備に向けて取り組む。

##### (ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画(BCP)の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。(再掲)

○災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### (上水道施設の耐震化)

○上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要がある。

## 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

### (污水处理施設の機能確保・老朽化対策・耐震化)

○災害発生時において地方部の污水处理機能の停止を防ぐため、老朽化が進む汲み取り便槽や単独処理浄化槽を災害に強い合併浄化槽へ転換する事業を推進する必要がある。

○災害時の污水处理機能を確保するため、業務継続計画（BCP）に基づき、機能の維持・早期回復を図る必要がある。

○污水处理機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき老朽化施設の改築を進める必要がある。

○被災時も最低限の機能を維持し、公衆衛生の確保をするため、老朽化した下水道施設の改築にあわせ、管路施設・揚水施設の耐震化の取組を進める必要がある。

## 6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

### (物資輸送道路等の整備、維持管理等)

○物流機能を維持するため、橋梁、トンネル、港湾施設、漁港施設等の既存ストックについて、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて長寿命化計画に基づいた補修工事を実施する必要がある。(再掲)

○小・中学校の通学路を中心とした道路整備の実施により、安全・安心な交通基盤を確保する必要がある。

○災害発生時に孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保できるよう、特に集落間を結ぶ唯一道路の整備を進める必要がある。

○舞鶴市地域防災計画による避難路整備として消防・救急・医療等の緊急車両・輸送車両等が通行できる有効幅員を確保する必要がある。

○降雪による車の立ち往生等、交通機能の麻痺を防ぐため、国や京都府と連携し、また地域の協力を得ながら、除雪体制の構築を図る必要がある。

**(漁港施設等の整備、維持管理等)**

○災害前後に機能が確実に発揮できるよう狭隘な成生漁港の漁具保管修理施設用地と竜宮浜漁港施設の機能保全及び漂砂対策工を整備する必要がある。

**7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

**7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生**

**(密集市街地対策)**

○倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。(再掲)

**(火災発生の防止対策)**

○災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を啓発する必要がある。  
(再掲)

**(救助体制の強化のための耐震化)**

○消火活動、救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や法面防災対策等を着実に実施する必要がある。(再掲)



## 7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の破壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴火物の流出による多数の死傷者の発生

### (ため池の防災対策)

○ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備えた連絡体制の構築や防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する必要がある。併せて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する必要がある。

### (河川管理施設等の整備、維持管理等)

○異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、バイパス水路を整備して排水能力を向上する必要がある。

## 7-3 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

### (企業の防災対策)

○化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

### (災害対応能力の向上)

○警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。  
(再掲)

## 7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### (森林の整備・保全)

○新たな森林経営管理制度による森林の集約や間伐への支援等の森林施業の促進と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図り、荒廃により災害の原因となる恐れのある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する必要がある。

### (農地・農業用施設の保全管理)

○農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、地域住民等多様な参画による共同活動を継続的に支援する必要がある。

## 7-5 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

### (原子力災害時の安全対策の推進)

- 避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、空間放射線量率実測値の情報共有、避難行動要支援者用を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の備蓄・配布方法等、避難計画の実効性を高めるための継続的な見直しが必要である。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物の処理の推進)

- 廃棄物処理施設の耐震化を促進する必要がある。
- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を構築し、維持する必要がある。

### 8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### (地域防災力の強化)

- 防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

#### (防災教育の実施)

- 市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図る必要がある。

#### (自主防災組織の活性化)

- 被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の設立と育成を積極的に支援する必要がある。

#### (文化財の保護・保全)

- 舞鶴市歴史文化基本構想に基づき文化財の保護・保全のため、必要な緩衝帯の整備や適切な機器の配備を推進するとともに、行政・文化財所有者・地域住民の連

携した強化を推進する必要がある。

- 定期的に文化財を対象とした消防署・消防団との合同消防訓練を実施するなど、防災対策を推進する必要がある。

**(文化財建造物等の耐震化)**

- 文化財建造物等は不特定多数の者が訪れることから、大規模地震時に生命・身体の安全および建造物が倒壊・損壊しないように耐震診断を実施する必要がある。

**(文化財の防火対策)**

- 指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る。

**8-3 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響**

**(観光業や農林水産業の風評被害対策)**

- 正しい情報の迅速・的確な提供や、観光客等の誘客キャンペーンの実施等により災害発生後の風評被害を防ぐ必要がある。

**8-4 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(物資輸送道路等の整備、維持管理等)**

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国、京都府等と連携し、高速道路や直轄国道等の整備促進を図るとともに、市域の強靱化をより一層図るため、幹線道路ネットワークの強化に向け、関係機関とともに検討を進める。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)

**(災害情報の収集体制の強化)**

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。(再掲)

**(地籍調査の推進)**

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。